

社会福祉法人アルカイック 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アルカイックの役員、評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第3条 理事長に対し月額報酬を上限 300,000 円とする。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
業務執行理事報酬等（日額）	30,000円	実費
理事及び評議員業務報酬（日額）	10,000円	実費
監事業務報酬（日額）	10,000円	実費

附則

この規定は平成 31 年 4 月 1 日より実施する。

この規定は令和 2 年 1 月 18 日より実施する。

この規定は令和 3 年 3 月 20 日より実施する。